

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556
栃木年金事務所
☎0282(22)6074、4134

○学生納付特例についてのご案内

日本に住む20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

なお、本人の所得が一定以下の学生が対象になります。家族の方の所得は問いません。

◆対象となる人

対象となる学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象になります。（一部対象外の学校があります。）

◆所得の基準額

免除を受ける年度の前年所得
118万円＋扶養親族の数×
38万円＋社会保険料控除等

学生本人の所得が右記以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

◆承認期間と更新手続き

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。

次の年度も同じ学校に在学予定である場合、3月下旬に更新の案内と申請書が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項をご記入のうえご返送ください。

また、申請書を紛失した場合や、前年度と違う学校に在学している場合は、市民課で申請手続きをお願いいたします。

◆申請受付

平成27年度分（平成27年4月～平成28年3月分）の学生納付特例は、平成27年4月1日（水）から受付となります。

※右記により更新手続きをされた方は申請不要です。

※平成26年4月より、申請時から2年1か月前までさかのぼって申請することができるようになりました。

申請を忘れてしまい、未納となっている方は早めにお手続きください。

◆申請先 各庁舎市民課

◆必要なもの

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書、失業した場合は雇用保険

ます。

◆申請先 各庁舎市民課

◆必要なもの

年金手帳、印鑑

年金ひとくちメモ

納付を忘れていた!?

「納付書に書かれている納付期限を過ぎてしまったけれど、この納付書はもう使えないの?」

国民年金保険料には納付期限があり、納付書には納付期限が通常記載されています。この納付期限を過ぎてしまった場合でも、納付書を使って国民年金保険料を納付することができます。

「いつまで」の納付書を使うことができます。

納付書は、本来の納付期限から2年後まで使うことができます。

（例）平成27年3月分の国民年金保険料の納付書は、平成29年4月まで使うことができます。

※ただし、納付書に「使用期限」と記載されている場合は、記載されている日付が納付書で支払いができる期限になりますので、ご注意ください。

◆追納制度についてのご案内

の離職票または受給資格者証を承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間には入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができます。「追納制度」を利用されることをお勧めいたします。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算され

		納付	学生納付特例 (承認期間)	未納
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ 入ります	× 入りません	× 入りません
障害基礎年金の受給資格期間 遺族基礎年金の受給資格期間		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません